

第6章 災害復旧対策計画

この計画は、特別防災区域に係る災害応急対策に引き続いて実施する災害復旧対策について定める。

第1節 災害復旧対策の基本方針

防災関係機関等は被災した公共施設の原形復旧にあわせて、再度の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良等の措置を講じ、将来の災害に備えるものとする。

第2節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧については、青森県地域防災計画及び各市村地域防災計画の規定に準じて行う。

第3節 特定事業者及び被災者の災害復旧

1 特定事業者の災害復旧

特定事業者は、災害による事業活動の停止が、その地方の生活や生産活動に大きな影響を及ぼすことから、被災施設の復旧及び事業活動の再開に努めるものとする。

2 被災者及び特定事業者以外の中小企業者に対する措置

青森県地域防災計画及び各所在市村地域防災計画の規定に準じて行う。